

近世「遊所」の歴史 ―「祇園」の茶屋と遊女屋―

下坂 守

20210210

はじめに

- A 遊女屋 遊女 二条柳町 ← 六条三筋町 ←
- B 茶屋（四カ所） 茶立女 祇園、北野、清水、八坂 傾城町（島原） 寛永十九年（一六四〇）
- C 廻し店 芸子（芸者）・舞子 〔二条新地（聖護院領）・七条新地（妙法院領）〕

第Ⅰ期 祇園町と新地六町の成立 ―祇園社境内の茶屋商売―

- ① 元和（一六一五～二四）初年から寛文十年（一六七〇）
祇園社境内の祇園町に「茶屋」が出現する。
- ② 寛文十年から正徳二年（一七一二）
祇園町が幕府から京都の四カ所〔祇園、北野、清水、八坂〕の「遊所」（茶屋）の一つに指定される。
- ③ 正徳二年から寛延三年（一七五〇）
祇園社境内の広小路畑地に新地六町が開かれる。

第Ⅱ期 茶屋商売の禁止と遊女屋商売の認可 ―島原への「遊女口銭」の納付―

- ① 寛延三年から寛政二年（一七九〇）
幕府が「茶屋株御吟味」を実施し、祇園町の茶屋株を減らし、新地六町の茶屋株を増やす。
- ② 寛政二年から文化十年（一八一三）
幕府が茶屋の営業を禁止し、新たに祇園、北野、二条新地、七条新地の四カ所に遊女株を許可する。遊女屋から島原への「遊女口銭」上納が始まる。
各所遊女株二〇株（一株遊女十五人）〔祇園、北野、二条新地、七条新地〕
- ③ 文化十年から天保十三年（一八四二）
茶屋株（平株と廻し株）が復活する。 **茶屋の復活**

第Ⅲ期 茶屋・遊女屋商売の禁止と復興 ―島原への「芸者口銭」「茶屋口銭」の納付―

- ① 天保十三年から嘉永四年（一八五二） **茶屋・遊女屋の廃止**
天保の改革により祇園町・新地六町他における茶屋・遊女屋商売が禁止される。
- ② 嘉永四年から安政三年（一八五六） **遊女屋の復活**
幕府が祇園町・新地六町他での遊女屋商売の再興を認可する。遊女屋から島原への「芸者口銭」上納が始まる。 **茶屋の復活**
- ③ 安政三年十月から慶応四年（一八六八）
茶屋商売の再興が認められる。遊女屋から島原への「茶屋口銭」の上納が始まる。

むすび 茶屋株と茶立女

〔史料〕

第Ⅰ期 祇園町と新地六町の成立

― 祇園社境内の茶屋商売 ―

1 〔京都町触集成〕別巻二―四九九号 寛文十年（一六七〇）六月

覚

このごろ京都町中ならびに寺社門前町ニ遊女これを抱え置き、商売せしむる族これある由、その聞こえあるに就いて、所々これを改め、遊女抱え置き候ものは、或いは籠舎の上、追ひ払い、或いは斬罪にせしめ、支配人・地主ニも過怠これを申し付け、地八品により闕所にせしめ候。自今以後は前々より御法度の通り、いよいよ異失なく相守り、遊女一切隠し置くべからず。町中の儀は、年寄・五人組これを改め、寺社門前の儀は、支配の面々より急度相改むべし。清水・八坂・祇園・北野門前町の茶屋は、兼日御定めを通り、茶たて女^立老人宛差し置くべく、これまた見分の躰、遊女と相見え候もの抱え置き候はば、たとひ商売せずといえども曲事たるべし。況んや隠し置き商売せしまば、嚴科に処せらるべきの間、この旨堅く相守るべきの事。

右の通り、京都町中ならびに寺社門前町中へ触れ知らせしむべく候。十ヶ日これを過ぎ相改め、もし違背の輩これあるにおいては、書面の通り曲事たるべきの旨、申し触るべきもの也。

寛文十年六月廿七日

対馬守 御在判

上京町代

2 〔京都御役所向大概覚書二〕寛文十年（一六七〇）

茶屋数

- 一 拾三軒 北野鳥居前町
 - 一 拾九軒 右同所真盛町
 - 一 拾軒 右同所右近馬場
 - 一 六軒 松下三軒町
 - 一 三拾貳軒 大和大路弁才天町
 - 一 右同所 新五軒町
 - 一 貳拾八軒 祇園北側
 - 一 四拾貳軒 右同所南側
 - 一 拾六軒 祇園南町
 - 一 拾七軒 八坂下之町
 - 一 貳拾貳軒 右同所上之町
 - 一 三拾九軒 清水三町目
 - 一 貳拾九軒 右同所貳町目
 - 一 四拾三軒 右同所四町目
- 都合三百三十四軒

清水	一一一軒	八坂	三九軒
祇園	八六軒	北野	五四軒

第Ⅱ期 茶屋商売の禁止と遊女屋商売の認可 一島原への「遊女口銭」の納付一

3 「京都町触集成」三一九七一号 寛延三年（一七五〇）八月

口触

茶屋株差し免じ置き候場所、ならびに市がけ水茶屋等にて、近来ハ夜分猥りに止宿致させ候旨あらら相聞こえ、公儀を憚らず、殊ニ祇園辺りにては構いなき事ニ相心得え、左様なる場所もこれ有る様に相聞え候。料理茶屋・水茶屋等にてこれ夜更候迄、多人数入れ込み、殊ニ世上を憚らざる躰にて、茶立女等の衣服等を花麗ニ取り繕い、売女躰の働き致させ、かつ外より左様なるもの引き入れ、宿いたし候もの等これあり、露頭致すにおいては、その女ハ嚴敷き咎に申し付け、年寄・五人組・家主ハ申すに及ばず、地主ならびに家請人等迄、それぞれ急度申し付くべく候。かつ又、茶屋ならびに市がけ水茶屋等差し免じ置き候場所へ、向後八月々兩御役所より組のもの不時ニ指し遣し、家別ニ相改させ申し候事。

右の趣、洛中洛外末々のものニ至る迄、已來亡却致さず。急度相守るべき旨、洩らさざるよう相触れるべきもの也

午八月十三日

4 「京都府下遊廓由緒」宝暦元年四月（一七五一）

宝暦元辛未四月、祇園町・繩手通并宮川筋壱町目ヨリ同六町目迄、去（寛延三年）年来久敷商売相

止罷（まかりあり）在（去庚午十月、売女躰背ニ付商売差留相成、女ハ傾城町江差下相成、掛リ相無之茶屋ハ先前之通、茶立女老人宛差置旨下知有之由記録アリ）難儀之訳ヲ以、祇園町

江茶屋株一〇軒、繩手道江同拾軒、宮川筋壱町目ヨリ六町目迄同拾五軒、十ヶ年之間貸附方相済、且先達而触置候二十三ヶ条（中略）之趣可相守旨申渡相成、其後追々年限繼

致シ候事
アリ（記録）

5 「翁草」卷百四 京大阪の風俗

又都の気色の古（いにしへ）へに異なるも大かたならず。余が少（おきな）頃人々のいひしは、「三條の橋より祇園の西門の見江（え）しを覚しかと問ふ」。余「不知」と答ふ。京の大火は「奈何」。「不知」と答ふ。人々是れを聞いて「扱（あて）も少（おきな）き事哉」と云しもきの夢の心地ぞする、其頃迄は今の繩手通は人家もなく、元結をこく宮み場にて、其の啜（なで）なりしとぞ。

祇園町もなくて、遊妓の類は三本木土堤町（とどて）に有て、所謂「土手の春」と云。女駕昇の事など自笑（じしやう）・其碩（きせき）がすさみ置し双紙にも見江たり。さるを其辺火消屋敷の御用地に成り、妓屋・料理屋の類今の祇園町へ引せたり。白人（しろと）と云もの土手町に始まる。是は素人と云儀にて、世を憚る隠妓なるを、今は恐れげなく時めく様に成ぬ。芸子（げいこ）と云は、やゝよそとせあまり前に初りて殊に近き世の事なり。

余が幼き頃祇園新地はいまだなく、祇園町と知恩院門前の間は郊野なり。其頃祇園神輿洗には、氏子町に不限、京中競（きこ）ひて大業（おおきやう）たる神燈を造り囃子物（はやしもの）をして神前へ参る。其大たるもの長さ十間余り、辻を廻る時は折れる様にしつらひ、其壯觀、今の及ぶ所に非ず。あけの日は、祇園燈籠の評判付とて、町中を売歩（うりあるきい）行く。其優劣を評せし物なり。余り超過して喧嘩出来、其後は公より制禁あり。今にても町々年寄代りの節、庁所に於て読聞せらるゝ御書付に、此燈籠の寸法の事有り。今の代の人は何の事やら知らぬ人多し。其大なる神燈、祇園町を、あふ（あふ）さ（さ）きるさする程に、群たる人のゆきゝもならぬ計

りなれば、北の方野道の切り通へ人々抜たり。是今の祇園新地開たる所也。

其頃の祇園町の繁栄云べからず。町並すべて茶屋にて、他商売店はなし。享保中頃より少し衰て、祇園町に余の商売店出来たりとて、無き事の様に沙汰せり。今は茶屋は残り少に成て、遊妓の廻し店多し。此店と云もの、以前は団栗の図子、井手町に有しが、寛延頃、東筋御咎め有て其後模様替り、今の如く成しなり。

(註) 神沢杜口 京都町奉行所の与力 宝永七年(二七二〇) 寛政七年(二七九五)

6 [京都府下遊廓由緒] 寛政二年(一七九〇) 六月

○寛政二庚戌六月、祇園町・同新地ヲ始、茶屋株等、隠売女子三百人余、傾城町江婢

ニ差下相成。所々之茶屋株一時ニ差止ラレ、傾城町江ハ売女調之為、救銀拾五貫目下

渡相成候事 記録アリ

○寛政二庚戌六月、祇園町・同新地ヲ始、所々茶屋株之者売女多人數傾城町江婢ニ差下

相成、所々之茶屋株一時ニ被差止、懸り合無之茶屋ハ先前之通、茶立女一人宛差置、遊

女ニ紛間敷様申渡相成候由 此以前ニモ追々同様之處置アリ、記録無之

○同年十一月、祇園町・同新地 内六町 二条新地・北野・七条新地、都合四ヶ所江初テ五

ヶ年限以、遊女屋廿軒宛一人數十五人ニ限差許相成、去ル六月傾城町江差下相成

候売女引取、渡世致候儀并傾城町江口錢差出差配受候儀等申渡相成候事

記録アリ、此時傾城町出稼之筋ニ成ル、委クハ同所之条中ヲ見ルヘシ

附 是迄祇園町ト同新地ハ区別相立居候所、本書遊女差免之砌已来壹ヶ所ニ可相

心得旨申渡相成候事 記録アリ

7 [慶応の口上書] 寛政二年(一七九〇) 十二月

同年十二月、祇園町・同新地・二条新地・七条新地・北野上七軒、四ヶ所遊女商売廿軒ツ、御

差免ニ相成、遊女多人數在之候而ハ不、宜趣ニ而、遊女屋壹軒ニ抱遊女十五人限候旨

被仰渡、尚右ニ付猥成儀無之様、傾城町へ差配取締被仰付、遊女ニ付而ハ傾城町江口錢被

下置、尤傾城町へ婢ニ被下置千三百人余之売女、四ヶ所遊女屋共へ分ヶ遣

8 [京都町触集成] 九一六二九号 文化十年(一八一三) 二月

茶屋株の類、今度在り来るの通、差し免じ候間、前々右商売いたし来る町々ニ而、一株

ニ茶立女の類一人宛召し抱え、渡世致し候儀、勝手次第ニ候

9 [慶応の口上書]

猶又其後奸智之もの之在之、関東表へ罷下り謀計ヲ以、当所へ一応之掛ケ合も不仕、嶋原町年寄杯与偽名を銚り、御冥加銀上納之儀申立、茶屋株再興之儀奉願、文化十酉年二月四日、茶屋株御差免ニ相成

第三期 茶屋・遊女屋商売の禁止と復興

―島原への「芸者口銭」「茶屋口銭」の納付―

10 「万覚日記」天保十三年三月二十八日条

祇園町同新地・膳所裏・八軒・清井町、何れも茶屋向一統行燈引休、廻シ店者行燈出し子供不送休、其余外六町内弁才天町行燈引休、廿一軒町四五軒行燈出シ有、中之町も同断、宮川老町目一軒引、行燈出シ有、宮川町一統行燈不出休、都而遊所向休、是ハ銘々心得ニ而慎居候趣也

11 「万覚日記」天保十三年八月二十五日条

此間御触ニ而京師遊所向、嶋原傾城町而已ニ而、其余引払、当月方六ヶ月限外商売引移候様被仰出ニ付、都而休相仕舞、淋敷候

12 「祇園町・新地六町等四カ所惣代等連署請書」嘉永四年十二月十一日付

『宝寿院日記』嘉永五年正月二十三日条所載
そこ方共町々、先年差し免じ置き候遊女商売の儀、去る寅年、諸事御改革仰せ付けられ候節、商売替え、または傾城町へ引越し、遊女商売致すべき旨申し渡し候処、この度、傾城町相続方、ならびに京地潤助ニも相成るべき訳を以て、以前の如く十ヶ年を限り、遊女商売差し免じ候間、場所ならびに遊女屋軒数・遊女人数等、前々の通りに相心得え、右渡世については、傾城町の差配を請け、同所へ口銭差し出し、惣而不取締方の儀これなきよう、作法能く相守り渡世いたさすべく候。芸者の儀はそこ所へ差し免じ候遊女屋共へ差配申し付け候間、遊女商売差し免じ候場所々江住居致すべく候。勿論遊女ケ間敷働き致さざるよう急度取り締り相立て、これまた傾城町へ口銭差し出すべく候。右につき遊女渡世の者、ならびに遊女・芸者共名前申すべく候。

13 「祇園町・新地六町等四カ所惣代等連署請書」嘉永四年十二月十一日付

『宝寿院日記』同日条所載
この度嶋原傾城町借財四万両計もこれあり難渋につき、そこ方ども町々へ寛政度の通り、遊女ならびに芸者等差し置き、渡世の儀十ヶ年の間、差し免じの趣、仰せ渡され

14 「京都町触集成」一七一七〇五号 安政三年（一八五六）十月

祇園町、同新地、二条新地、北野新地、七条新地江茶屋渡世差免候間、以前外場所ニ而茶屋渡世等いたし、右渡世いたし度ものハ四ヶ所遊女屋共江及相對、八ヶ月を限四ヶ所之内江移住いたし、右渡世可致候、尤是迄之遊所之外ニ而紛敷渡世いたし候もの「之」儀ニ付、度々相触候趣急度可相守候

辰十月

15 「慶応の口上書」 安政三年（一八五六） 十月

四ヶ所遊女商売人共

そこ方共町々へ先達て傾城町相続方ならびに京地潤助ニも相成るべき訳を以て、遊女商売差し免じ置き候処、今般五ヶ年限り四ヶ所へ茶屋差し免じ、遊女・芸者共呼び寄せ渡世致すべく候。かつそこ方共町々の外、以前茶屋渡世いたし候者共、右渡世いたしたき者共ハ、そこ方共へ相對に及び、八ヶ月を限り、四ヶ所の内へ移住いたし候よう申し付け、今般差し免じ候茶屋渡世のもの共（の）傾城町差配方、そこ方共に取り締り申し付け、遊女・芸者共の口銭ハ勿論、茶屋共口銭、傾城町へ差し出させ、尤も外の町々より移住致すべき者も茶屋渡世差し免じ候間、傾城町差配そこ方共取締いたし、移住以前、茶屋渡世届の者は、四ヶ所之内へ出稼申し付け、これまた傾城町への口銭差し出し候様申し付け候間、諸事正路ニ申し談じ、茶屋渡世のもの共名前申し出すべし。

① 四ヶ所内の居住者で茶屋を営む者の「取締」

② 彼らが傾城町（島原）に納める「茶屋共口銭」の手配（為差出）

③ 外部（外町々）からの移住してきた茶屋の「取締」

④ 傾城町に納める「（茶宿共）口銭」額を彼らと「申談」じて決めること。

⑤ 「茶屋渡世」者の名前書の京都町奉行所への提出

16 「宝寿院日記」 慶応四年三月二十日条

乍恐奉願上口上書

一 祇園境内祇園町始め新地六町、組合外六町、右町々の儀は、先前より遊所御免の場所にて、以前は地頭へ茶屋株等御免ニ相成、地頭ヨリ申し渡し、それぞれ渡世仕り来り罷り在り候処、去ル天保度、諸事御改革の節、御取解ニ相成り候、然ル処、全体右町々は場末入り込みの土地につき、外の渡世にては衰微仕り、既二年貢等も納りかね、甚だ以て難渋仕り候間、段々歎願仕り候処、その後、嘉永四年十二月、右それぞれ町々へ遊女渡世の儀、已前の如く差し免ぜられ候えども、当境内地頭ニ拘わらず、鳴原傾城町の支配ヲ以て渡世仕るべき旨申し渡され、その後同様渡世仕り来り罷り在り候えども、当社領門前境内にて社内と同様の儀ニ御座候処、右嶋原傾城町の支配にては郭の形ニ相成り、地頭境内の規則も相立ち申さず、かつまた町住居の者も地頭と申す儀、不心得者もこれあり、諸事不都合の儀ニ御座候間、甚だ以て歎ケ敷次第二御座候につき、今般御一新の折柄ニ在らせられ候えば、何卒以来は、祇園町・新地内、外組合六町遊所渡世の儀は、先前の通り、地頭へ御免成し下しなされ、以来地頭支配仕り候よう仰せ付けられ下され候はば、誠に以て難有仕合に存じ奉り候。もつとも取締方は嚴重ニ仕り、境内町人共名前付け替え・家譲り・町役人進退、その外何事によらず品替りの儀は申すに及ばず、地頭より御役所へ御届け申し上げ、その上御差図を請け、取り計らい仕りたく存じ奉り候、左候はば地頭境内の規則も相立ち、誠に以て難有仕合に存じ奉り候。猶御容易と相成り候えば、御冥加の為、年々金貳千両も上納仕りたく存じ奉り候。右は兼々渡世の者より御冥加の儀これを進んで申し出し候儀ニ御座候て、決して地頭より推して申し付け候儀にては毛頭御座なく候間、何卒前条の次第、出格の御憐情ヲ以て、御沙汰之儀、恐れ乍ら願ひ上げ奉り候。以上

祇園社務執行

慶応四辰年三月

宝寿院印

弁事 御役所

むすび

茶屋株と茶立女

17〔上河原家日記〕明和三年九月八日条

一夕方正蔵(松本)入来、此度院内入用、元吉・末吉兩町金廿一兩借用いたし、株金引当にて借入候間、奥印いたし吳候様、則同役兩印にて奥印、右内へ証文相渡候事、

18〔上河原家日記〕明和七年七月五日条

一今日株金相納候儀、先達而方院内へ先キ借りいたし、此節ハ大方ハ受取計ニ候間、印形いたし立会候事、見合くれ候様正蔵へたのミ、受取印形いたし遣ス

橋本町 廿兩 末吉町 廿七兩
元吉町 九兩 拾貳兩 富永町 清本町 三兩

19〔御翠箔志〕

昔は水茶屋有しか、今次第二繁昌して六十余州ニかくれなき祇園町と成ぬ、以前、茶立女老人宛御免を蒙し故、赤ま(前)へ垂をせし女有、是今仲居といふ

此処正徳之比迄ハ見せ付茶屋なりしか今ハ客屋トなる

祇園町北側の分 家名

井ツゝや	娘	はつ	石	松	ぎん	かつ	とわ
扇屋	娘	き世	ふさ				
吉野屋	娘	ぬい	ぎん				
近江屋	娘	かる	しけ				
鍵屋	娘	きん	るい				
米屋	娘	きく	ふさ				
松代屋	娘	き世	らん	いわ	へん	さの	やす
		てん	やす	はる			いは

一文字屋

同南側東より

十文字屋	娘	れん	みせ	るい			
あふきや	娘	しけ	小さん	よね	そめ		
大津おふみや	娘	てう	やす	とめ			
万屋	娘	千世	ふさ	きよ	やす	とめ	
井ツゝや	娘	す賀					
松屋	娘	すか	くら	り世	みの		
扇屋	娘	みね	きし	歌			
吉文字や	娘	せう	みや	つる			

一軒に仲居四、五人より十余人に及へり、此所呼物何にても自由也、右にあらはす娘も自由也、娘風俗遊女めかましくよし、仲居の衣装ハ糸入(金中)かねきん、木綿手類、或ハ半網(原本ノママ)、飛驒無地、少き紋所、帯ハ黒繻子、赤ま(前垂れ)へたれ、紐ハいろくもなせり、髪(ゆいとう)の結様端手也、帷子(かたびら)ハ晒(さし)、染様ハさまく(ものすき)の物好

20 (上月(百)「家文書」寛政九年(一七九七)七月)

口上書

一 去ル^(寛政二年)戊午年当所へ遊女商売株之儀御免被ニ成下、右之商売人式拾軒之者共渡世取続仕候処、難有仕合奉存候。然ル処、近頃御免之外、御構之場所ニおいて遊女同体之花花美成衣類等ヲ着、昼夜共見世杯へ差出し客来等致候ニ付、自然ト御免之場所淋敷相成、遊女商売人之差構ニ相成候而、次第ニ及困窮、仕取続之程も相成かたく仕合、甚以歎敷存候ニ付、右外場所町々ニおいて売女商売渡世居候もの荒増左之通ニ御座候。

五条橋下都市町

大文字屋るい

抱売女三輪

同所 京極町

扇屋廻し店ニ而売女商売

二付、変名致

同所

紀伊国屋新治郎

抱売女小はる

同所

平井町御影堂南裏門角

播磨屋つね

抱売女小まつ

同所

御影堂境内紙屋吉三郎借屋

大坂屋まき

抱売女むめ

北七条 岩滝町ニテ

津ノ国屋喜兵衛

抱売女ひな

同所

聖真子町

山家屋熊次郎

抱売女はな

右之外町々売女数多御座候得共、荒増名前書付申候。尤右之内町々ニ而老軒ツ、證拠等も取之置申候。然処、右之町々之儀ハ五条橋下町続之場所ニ而御座候。御免之場所義ハ正面より下之義故、何れ客来杯ハ一向参り不申、其上売女等甚以花美成体ニ而渡世致候ハ、御免之遊女商売人共次第ニ渡世薄相成衰微致、難義仕候付、外場所之売女商売之儀此儘ニ捨置候へハ、此末共次第ニ増長可仕候趣ニ奉存候。勿論遊女商売人之義も取続難相成、一同ニ難義仕候。左有時ハ、自然ト**差配所之口錢等滞可申卜奉存**、彼是差支ニ相成可申儀ニ付、不得止事御願申入候。何卒差配所之御勘弁を以右外場所之売女商売いたし候義、御差留ニ相成候様、可然御取計被下候様奉願入候。以上。

寛政九巳年七月

七条新地遊女商売人中

惣代大和屋虎吉

同 与惣兵衛

西新屋敷

差配所

御年寄中